## 「瑞穂市公私連携保育法人募集要項」に関する質問に対する回答 令和7年1月23日(木)

【質問】馬場公園のその他の敷地を認定こども園の認可園庭として、申請しても良いでしょうか。

【回答】認可園庭は、占用敷地内に配置ください。

【質問】瑞穂市公私連携保育法人募集要項の6の募集を行う土地の要件の(2) 土地条件(都市公園の占用の許可)に記載されております 保育法人が建築した建物について、自己名義のみで所有権の登記をすることは 妨げないが、第三者に転貸・転売・譲渡等名目の如何に関わらず、所有権を移転 することはできないものとする。また、抵当権、根抵当権等名目の如何に関わら ず、担保権を設定することはできないものとする。

について、本計画に対する事業計画上、事業資金を独立行政法人福祉医療機構などに借入する際に、法人が建設した建物に対して、抵当権の設定を必ず求められるのですが、そのような場合においても、設定が認められないのでしょうか。

【回答】本事業の目的である施設整備以外の目的での担保権の設定はできないものとします。